て同じ。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

２　この申請書は、法第72条の25第２項又は第４項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第６項又は第７項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に２通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、法の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する恒久的施設）所在地の道府県知事に提出すること。

［３・４　略］

５　「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第２項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、同条第４項の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する通算完全支配関係をいう。）がある通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第２編第１章第１節第11款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第２条第19号に規定する欠損金額をいう。）及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を記載すること。

する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の25第４項（令和２年旧法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第８条の規定により法人の事業税の賦課徴収の例によることとされる場合を含む。）により確定申告書（法第72条の25第１項、第72条の28第１項又は第72条の29第１項の規定による申告書をいう。以下この記載要領において同じ。）の提出期限の延長を申請する場合に使用すること。

２　この申請書は、法第72条の25第２項若しくは第４項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第４項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には事業年度終了の日から45日以内に、法第72条の25第６項若しくは第７項（これらの規定を法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）又は令和２年旧法第72条の25第７項（令和２年旧法第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を受けようとする場合には確定申告書の提出期限の到来する日の15日前までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に２通を提出すること。ただし、２以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人にあっては、主たる事務所又は事業所（外国法人にあっては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所）所在地の道府県知事に提出すること。

［３・４　同左］

５　「確定申告書の提出期限までに決算が確定しない理由又は損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由並びに指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由」の欄は、法第72条の25第２項（法第72条の25第６項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、法第72条の25第４項（法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に通算完全支配関係（法人税法第２条第12号の７の７に規定する通算完全支配関係をいう。）がある通算法人（法人税法第２条第12号の７の２に規定する通算法人をいう。以下この記載要領において同じ。）の決算が確定しない理由となっている災害その他やむを得ない理由及び指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等又は法人税法第２編第１章第１節第11款第１目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額（同法第２条第19号に規定する欠損金額をいう。）及び法人税の額の計算を了することができない理由となっている災害その他やむを得ない理由並びに指定を受けようとする日まで確定申告書を提出することができない事情等を、令和２年旧法第72条の25第４項（令和２年旧法第72条の25第７項、第72条の28第２項及び第72条の29第２項において準用する場合を含む。）の規定により確定申告書の提出期限の延長を申請する場合には当該法人との間に連結完全支配関係（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規